

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆さまこんにちは。だいぶ過ごしやすい日が増えてまいりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。体調に気を付けながら、コロナウイルスの感染にも重ねてご注意ください。
今回は、「インボイス制度」に係る事前準備についてご案内いたします。

インボイス制度への事前準備について

◇ 売り手としての準備

- ・ 交付している書類等につき、どう見直せばインボイスとなるか
インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- ・ 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有
貴社の準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。
- ・ 必要に応じて価格の見直しも
それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

◇ 買い手としての準備

- ・ 簡易課税制度を適用するか
簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です。しかし、事業内容によっては本則課税制度より消費税額が増加する場合等、いくつか注意点がありますので適用の際は慎重にご検討ください。
- ・ 自社の仕入・経費についてインボイスが必要か
基本的にはインボイスの保存が仕入税額控除の要件となりますが、3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイス保存が不要となる特例もあります。
- ・ 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか
仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。また、何がインボイスになるかについて仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- ・ 受け取った請求書等をどのように保存管理するか検討
請求書を、登録番号のありなしで区分して管理することが重要です。また、電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

(国税庁 HP「インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート」より抜粋)

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350